

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する 条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例（令和3年12月県条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(出力規模)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める出力は、次の各号に掲げるエネルギー源ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 太陽光 500 キロワット
- (2) 風力 500 キロワット
- (3) 水力 200 キロワット
- (4) 地熱 300 キロワット
- (5) バイオマス 300 キロワット

(再エネ発電事業計画)

第4条 再エネ発電事業計画は、別記様式第1号によるものとする。

2 再エネ発電事業計画には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 求積図
- (3) 現況図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 事業区域内の土地の造成をする場合は、当該造成に係る計画平面図及び計画断面図
- (6) 事業区域及びその周辺の状況を確認することができる写真
- (7) その他知事が必要と認める書面

(再エネ発電事業計画の案の作成に係る協議)

第5条 条例第4条第1項(条例第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定による協議は、別記様式第2号による協議書を提出して行わなければならない。

2 条例第4条第2項(条例第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定による協議の求めは、別記様式第3号による申出書を提出して行わなければならない。

(再エネ発電事業計画の案の公表)

第6条 条例第6条第1項(条例第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第4号による届出書を提出して行わなければならない。

2 条例第6条第2項(条例第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(意見書の提出)

第7条 条例第7条第1項(条例第11条第3項において準用する場合を含む。)の意見書は、別記様式第5号によるものとする。

(再エネ発電事業計画の認定の申請等)

第8条 条例第8条第1項（条例第11条第3項において準用する場合を含む。）の申請書は、別記様式第6号によるものとする。

2 条例第3条第2項後段及び第11条第4項の規定による届出は、別記様式第7号による届出書を提出して行わなければならない。

（再エネ発電事業計画の公表）

第9条 条例第10条第3項（条例第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(1) 認定再エネ発電事業実施者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 認定再エネ発電事業計画に定める再生可能エネルギー発電事業の内容及びその実施時期

(3) 認定再エネ発電事業計画に定める事業区域の位置

(4) 認定再エネ発電事業計画に定める再生可能エネルギー発電設備の出力

（再エネ発電事業計画の軽微な変更）

第10条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

(1) 再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させる変更

(2) 再生可能エネルギー発電事業を実施する事業区域の面積を増加させる変更（新たに事業区域となる部分の面積が変更前の事業区域の面積の20パーセント又は1ヘクタールを超えるものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、その変更が地域の自然環境、歴史・文化的環境等に著しい影響を及ぼすおそれがあると知事が認める変更

2 条例第11条第2項の規定による届出は、別記様式第8号による届出書を提出して行わなければならない。

（地位の承継）

第11条 条例第12条第3項の規定による届出は、別記様式第9号による届出書を提出して行わなければならない。

2 条例第12条第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(1) 認定再エネ発電事業実施者の地位を承継した年月日

(2) 被承継人の氏名又は名称及び住所又は事業所若しくは事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(3) 承継人の氏名又は名称及び住所又は事業所若しくは事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(4) 承継の理由

（工事の届出）

第12条 条例第14条第1項の規定による届出は、別記様式第10号による届出書を提出して行わなければならない。

2 条例第14条第2項の規定による届出は、別記様式第11号による届出書を提出して行わなければならない。

（廃止の届出）

第13条 条例第17条第2項の規定による届出は、別記様式第12号による届出書を提出して行わな

ければならない。

(立入検査の身分証明書)

第14条 条例第18条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第13号によるものとする。

(認定の取消しの公表)

第15条 条例第20条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(1) 条例第20条第1項又は第2項の規定による認定の取消しをした年月日

(2) 条例第20条第1項又は第2項の規定による認定の取消しを受けた認定再エネ発電事業実施者の氏名又は名称及び住所又は事業所若しくは事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 条例第20条第1項又は第2項の規定による認定の取消しをした理由

(命令の公表)

第16条 条例第21条第3項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

2 条例第21条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第21条第2項の規定による命令の年月日

(2) 条例第21条第2項の規定による命令に違反した者の氏名又は名称及び住所又は事業所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

再エネ発電事業計画

再エネ発電事業計画			備考
再エネ 発電事業 実施 予定者 に関する 事項	氏名又は名称		
	代表者	役職	
		氏名	
	役員	役職	
		氏名	
	役員	役職	
		氏名	
住所又は所在地			
再生可能 エネルギー 発電事業 に関する 事項	再生可能エネルギー 発電事業の名称		
	再生可能エネルギー 発電事業の内容		
	再生可能エネルギー 発電設備の出力		
	実施 時期	造成工事	
		設置工事	
		発電期間	
		事業廃止	
事業 区域	位置		
	面積		
再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項			第2面のとおり
再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項			第3面のとおり
再生可能エネルギー発電事業の維持管理の方法に関する事項			第4面のとおり
再生可能エネルギー発電事業の廃止の方法に関する事項			第5面のとおり

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成した場合又は変更の認定の申請をする場合に記載すること。）

--

土地の造成の方法に関する事項

土地の造成の方法に関する事項		備考
造成する土地の位置		
造成工事 に関する 事項	造成工事の内容	
	切土又は盛土を する土地の面積	
	切土の土量	
	盛土の土量	
造成工事の期間		
造成工事の工程		
造成工事の施工前と施工後の 土地の形質の変更状況		
工事施工 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	電話番号	

再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項		備考
再生可能エネルギー発電設備 の構造		
再生可能エネルギー発電設備 の出力		
再生可能エネルギー発電設備 の事業区域内の位置		
再生可能エネルギー発電設備 の設置工事の内容		
再生可能エネルギー発電設備 の設置工事の期間		
再生可能エネルギー発電設備 の設置工事の工程		
工事施行者	住所又は所在 地	
	氏名又は名称	
	電話番号	

(第4面)

再生可能エネルギー発電事業の維持管理に関する事項

再生可能エネルギー発電事業の維持管理に関する事項		備考
発電期間		
事業区域及び 再生可能エネ ルギー発電設 備の点検	点検の項目	
	点検の頻度	
	点検予定業 者等	
事業区域の管理者		
緊急時の連絡先		
その他の連絡先		

(第5面)

再生可能エネルギー発電事業の廃止に関する事項

再生可能エネルギー発電事業の廃止に関する事項		備考
廃止予定年月日		
再生可能エネルギー発 電設備の解体及び撤去 に関する工事の内容		
廃棄物の処理方法		
再生可能エネルギー発 電設備の撤去後の土地 の整備方針		
再生可能エネルギー発 電事業の廃止に要する 費用の見積もり		
再生可能エネルギー発 電事業の廃止に要する 費用の確保に関する方 法		

様式第2号

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の作成に係る協議書

年 月 日

山形県知事 殿

申出者

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第4条第1項（第11条第3項において準用する第4条第1項）の規定により、再エネ事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の作成について、協議します。

実施を予定している再生可能エネルギー発電事業の概要		備考
名称		
事業区域	位置	
	面積	
再生可能エネルギー 発電設備	出力	
	設置面積	

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成しようとする場合に記載すること。）

--

様式第3号

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の作成に係る協議申出書

年 月 日

（関係市町村長） 殿

申出者

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第4条第2項（第11条第3項において準用する第4条第2項）の規定により、再エネ事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の作成について、協議を求めます。

実施を予定している再生可能エネルギー発電事業の概要		備考
名称		
事業区域	位置	
	面積	
再生可能エネルギー 発電設備	出力	
	設置面積	

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成しようとする場合に記載すること。）

--

年 月 日

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案に係る届出書

山形県知事 殿

届出者

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案を作成しましたので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第6条第1項（第11条第3項において準用する第6条第1項）の規定により、次のとおり届け出ます。

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案

再生可能エネルギー発電事業の名称	
再生可能エネルギー発電設備の出力	
事業区域の位置	

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成した場合に記載すること。）

--

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案に対する意見書

山形県知事 殿

意見提出者

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第7条第1項（第11条第3項において準用する第7条第1項）の規定による意見は、次のとおりです。

意見の対象となる再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の名称	
上記計画（の変更）の案との関係	
地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点からの意見	

（注）上記計画（の変更）の案との関係の欄には、利害関係の内容を記載すること。

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）認定申請書

山形県知事 殿

申請者

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の認定を受けたいので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例（以下「条例」という。）第 8 条第 1 項（第 11 条第 3 項において準用する第 8 条第 1 項）の規定により、次のとおり申請します。

認定（変更の認定）を受けようとする再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画）	再生可能エネルギー発電事業の名称		
	再生可能エネルギー発電設備の出力		
	事業区域の位置		
説明会の概要			
再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案に対する地元住民の意見の反映状況	地元住民の意見の概要	再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案への反映状況の概要	
添付書類	再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画）		
	条例第 4 条に規定する協議の結果を記載した書面		

変更の概要（変更の認定の申請をする場合に記載すること。）

--

再生可能エネルギー発電事業（変更）届出書

山形県知事 殿

届出者

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第3条第2項後段（第11条第4項）の規定により、再生可能エネルギー発電事業について次のとおり届け出ます。

届出する再生可能 エネルギー発電事 業	名称	
	再生可能エ ネルギー発 電設備の出 力	
	事業区域の 位置	

変更の概要（再生可能エネルギー発電事業の内容を変更した場合に記載すること。）

認定再エネ発電事業計画変更届出書

山形県知事 殿

届出者

認定再エネ発電事業計画について軽微な変更をしますので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の対象となる認定再エネ発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業 の名称	
再生可能エネルギー発電設備 の出力	
事業区域の位置	
認定を受けた年月日	
発電の開始の状況	<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後（運転開始年月日 ）

変更の概要

承継届出書

山形県知事 殿

届出者

認定再エネ発電事業実施者の地位を承継したので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の対象となる認定再エネ発電事業計画	再生可能エネルギー発電事業の名称		
	再生可能エネルギー発電設備の出力		
	事業区域の位置		
	発電の開始の状況		<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後 (運転開始年月日)
承継の内容	承継の年月日		
	被承継者	氏名又は名称	
		代表者の氏名	
		住所又は所在地	
承継の理由			

工事着工届出書

山形県知事 殿

届出者

再エネ発電事業設備設置等工事を行うので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

再生可能エネルギー発電事業の名称		
事業区域の位置		
工事着工予定年月日		
工事完了予定年月日		
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
連絡先	住所又は所在地	
	所属及び氏名	
	電話番号	

工事中止届出書

山形県知事 殿

届出者

再エネ発電設備設置等工事を中止するので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

再生可能エネルギー発電事業の名称		
事業区域の位置		
工事中止年月日		
工事を中止する理由		
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
連絡先	住所又は所在地	
	所属及び氏名	
	電話番号	

事業廃止届出書

山形県知事 殿

届出者

再生可能エネルギー発電事業を廃止したので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止の対象となる認定再エネ発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業の名称	
再生可能エネルギー発電設備の出力	
事業区域の位置	
事業廃止年月日	

様式第13号
(表)

第	号	身分証明書		
写 真		所属		
		氏名		
		年	月	日生
		年	月	日交付
<p>上記の者は、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境との調和に関する条例（令和3年12月県条例第66号）第18条第1項の規定により立入検査を行うことができる者であることを証明する。</p>				
山形県知事				印

(裏)

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第18条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定再エネ発電事業実施者に対し、その事業の状況、再生可能エネルギー発電設備の状況その他の必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定再エネ発電事業実施者の事業所若しくは事務所若しくは再生可能エネルギー発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、再生可能エネルギー発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。